

平成23年3月21日
健康局水道課
水道水質管理室 樋口、森谷、吉林
(直通番号) 03(3585)2368

福島県（飯舘村）における水道水中の放射性物質の検出について

報道関係者 各位

福島県飯舘村の水道水から放射性物質が検出されましたので、お知らせいたします。

3月20日、福島県の原子力センター福島支所によって測定された福島県飯舘村の飯舘簡易水道の水道水中から、原子力安全委員会が定めた「飲食物摂取制限に関する指標」を超過する965Bq(ベクレル)/kgの放射性ヨウ素が検出されました(別添)。

この検査結果を受け、厚生労働省は、同日、福島県を通じて飯舘村に対し、飯舘村の飯舘簡易水道を利用する住民に飲用を控えるよう広報するよう要請しました。

※ なお、この測定値の水道水を一時的に飲用しても直ちに健康に影響は生じなく、代替飲用水がない場合には飲用しても差し支えありません。また、手洗い、入浴等の生活用水としての利用は可能です。

(参考1)原子力安全委員会が定めた飲食物摂取制限に関する指標

放射性ヨウ素(飲料水)300 Bq(ベクレル)/kg

(注)「飲食物摂取制限に関する指標」の考え方

原子力安全委員会により、ICRP(国際放射線防護委員会)が勧告した放射線防護の基準(放射線ヨウ素は実効線量50mSv/年)を基に、我が国の食品の摂取量等を考慮して食品のカテゴリー毎(飲料水、食品等)に定められている。

(参考2)「福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う水道の対応について」(平成23年3月19日付け健水発0318第1号)

○原発事故に伴い、水道水中の放射線測定値が「飲食物摂取制限に関する指標」を超過した場合の水道の対応について、

- 1) 指標を超えるものは飲用を控えること
- 2) 生活用水としての利用には問題がないこと
- 3) 代替となる飲用水がない場合には、飲用しても差し支えないこと等について、各都道府県水道行政担当部長及び水道事業者に対して通知。

● [別添\(PDF:93.7KB\)](#)

(別添)

水道事業名	取水施設名称	取水施設の所在地	源水の種類	採取年月日	採取日時
飯舘村簡易水道事業	滝下浄水場(滝下川)	飯舘字滝下地内	表流水	2011年3月20日	12:30

単位	核 種 濃 度												
	⁵¹ Cr	⁵⁴ Mn	⁵⁸ Co	⁵⁹ Fe	⁶⁰ Co	⁹⁵ Zr	⁹⁵ Nb	¹⁰⁶ Ru	¹³⁴ Cs	¹³⁷ Cs	¹⁴⁴ Ce	¹³¹ I	¹³² I
Bq/kg	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	965	153

※有効数字3桁とする

平成 23 年 3 月 21 日
健康局水道課
水道水質管理室 橋口、森谷、古林

福島県（飯舘村）における水道水中の放射性物質の検出について

報道関係者 各位

福島県飯舘村の水道水から放射性物質が検出されましたので、お知らせいたします。

3月20日、福島県の原子力センター福島支所によって測定された福島県飯舘村の飯舘簡易水道の水道水中から、原子力安全委員会が定めた「飲食物摂取制限に関する指標」を超過する 965 Bq（ベクレル）/kg の放射性ヨウ素が検出されました(別添)。

この検査結果を受け、厚生労働省は、同日、福島県を通じて飯舘村に対し、飯舘村の飯舘簡易水道を利用する住民に飲用を控えるよう広報するよう要請しました。

なお、この測定値の水道水を一時的に飲用しても直ちに健康に影響は生じなく、代替飲用水がない場合には飲用しても差し支えありません。また、手洗い、入浴等の生活用水としての利用は可能です。

（参考 1）原子力安全委員会が定めた飲食物摂取制限に関する指標
放射性ヨウ素（飲料水）300 Bq（ベクレル）/kg

（注）「飲食物摂取制限に関する指標」の考え方

原子力安全委員会により、ICRP（国際放射線防護委員会）が勧告した放射線防護の基準（放射線ヨウ素は実効線量 50 ミリシーベルト/年）を基に、我が国の食品の摂取量等を考慮して食品のカテゴリー毎(飲料水、食品等)に定められている。

（参考 2）「福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う水道の対応について」（平成 23 年 3 月 19 日付け健水発 0319 第 1 号）

原発事故に伴い、水道水中の放射線測定値が「飲食物摂取制限に関する指標」を超過した場合の水道の対応について、

- 1) 指標を超えるものは飲用を控えること
- 2) 生活用水としての利用には問題がないこと
- 3) 代替となる飲用水がない場合には、飲用しても差し支えないこと等について、各都道府県水道行政担当部局長及び水道事業者に対して通知。

別添（PDF:93.7KB）